**非常用自家発電設備の設置補助申請にかかるチェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者 |  |
| 担当者連絡先 | メール：電話： |

以下、提出前にご確認ください。

|  |
| --- |
| 【申請書類関連】1. [ ] 申請書類は揃っているか

（1）事前協議書（様式第1号）（2）土地および建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（3）非常用自家発電設備の設置補助申請にかかるチェックリスト(この書類)（4）見積書（２社以上の工事請負業者のもの）（5）平面図、建物配置図、写真等（6）設置予定の発電設備の能力・外観がわかる書類（7）発電設備の耐震性が確保されていることがわかる書類※(7)のみ、申請時に間に合わない場合は後日提出も可※申請内容によっては、上記以外に書類の提出を指示する場合もあります。【申請内容の確認】1. [ ] 設置する設備は、専ら非常時に用いる設備であり、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うものである。（太陽光発電システムまたは可搬型でない）
2. [ ] ライフライン寸断下でも72時間以上の事業継続が可能となる設備である。
3. [ ] 燃料の使用や保管場所については、消防法等の関連法令を確認済みである。
4. [ ] 設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所である。
5. [ ] 設置予定の非常用設備は耐震性が確保されている。
6. [ ] 設備の仕様および法令で必要な試運転や定期点検等の保守体制が整っている。
7. [ ] 避難確保計画や業務継続計画（ＢＣＰ）を策定している。
8. [ ] 土地・建物が運営法人の自己所有である。
9. [ ] 土地・建物について、抵当権が付されていない。

　（抵当権ありの場合、その内容・金額について確認できる書類を提出すること）1. [ ] 同一建物に複数のサービス事業所を併設していない。

　（併設ありの場合、建物の総面積と各施設の専有面積がわかる書類を提出すること） |

【土地・建物に抵当権がある場合】

原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とします。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、以下を参考として交付の可否を判断しますので、これらがわかる書類を提出してください。

1. 既借入金の年間返済予定額が、原則として直近決算における年間資金収支差額を下回っている
2. 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていない
3. 申請法人が抵当権設定者である